

1 平成27年度第12回合志市教育委員会会議録（10月定例会）

2

3 1 会議期日 平成27年10月27日（火）

4 2 開議時刻 午前10時15分

5 3 会議場所 西合志庁舎2階庁議室

6 4 出席委員 委員長 高見博英 委員 田中安子 委員 坂本夏実

7 委員 緒方克也 教育長 惠濃裕司

8 5 欠席委員 なし

9 6 職務のために出席した者

10 学校教育課 吉川良二教育審議員

11 北里敦指導主事

12 安武祐次課長

13 二瀬義継課長補佐

14 右田純司総務施設班長

15 上村祐一郎主幹

16 生涯学習課 辻健一課長

17 人権啓発教育課 安永恵藏課長

18

19 ○高見博英委員長

20 それでは、ただいまから平成27年度第12回教育委員会議10月定例会を開会い
21 たします。

22 会議録署名者につきましては、田中委員と坂本委員にお願いします。

23 前回の会議録につきましては、特に訂正はございませんので、承認をお願いしたい
24 と思います。

25 日程1、教育長報告をお願いいたします。

26 惠濃教育長。

27

28 ○惠濃裕司教育長

29 お手元の資料をごらんいただきたいと思います。9月30日からの動静報告になり
30 ます。

31 9月30日、校務支援システムICT活用講話。

32 10月 1日、熊本県市町村教育長研修大会。

33 10月 2日、管理職選考考査第2次面接。

34 10月 4日、西中定期演奏会。

35 10月10日、合志市スポーツフェスティバル。熊本県人権子ども集会。

36 10月11日、ふれあいコンサート。

37 10月15、16日、九州都市教育長研究大会。

38 10月17日、合志子ども塾。熊本県人教大会。

1 10月18日、合志市子どもフェスティバル。
2 10月19日、分離新設に係る打ち合わせ。西合志東小経営訪問。
3 10月20日、合志市解放研。
4 10月21日、菊池郡市中体連駅伝大会。
5 10月23日、社会を明るくする青少年教育特別講演会。
6 10月24日、図書の日記念講演会。
7 10月25日、若竹祭。上庄城山祭り。
8 10月27日、県の市町村教育委員会連絡協議会の代表者会議。
9 市町村教育委員会連絡協議会と県の退職校長会との懇談会。
10 以上が動静です。

11
12 ○高見博英委員長

13 続きまして定例の教育長会議の報告をお願いします。

14
15 ○惠濃裕司教育長

16 中津所長のあいさつで、各学校充実した教育活動が展開されて非常に各学校、実り
17 の秋を迎えていると。学校訪問は順調に進んでおり、各学校の特色ある取り組みが見
18 られる。それから、中体連の陸上競技の開会式は本当に見事であったと、微動だにし
19 ないといえますか、非常に見事であったということです。

20 それから、子どもの命に関わる事件・事故が起きていると、初期対応を、誠意ある
21 対応を願うと。これは後で堀管理主事のところでまた申し上げたいと思います。

22 指導連絡につきましては、ア、管理職選考考査について。10月7日、校長採用選
23 考考査2次選考がありました。管内から32人、女性が2人、合志市11人、2次受
24 考をしましたけども、昨日3次のほうに選出します先生の名前発表がありました。名
25 前は申しませんけれども、今度校長選考に6人が受考します。それから、教頭が10
26 月2日ありましたけども、管内39人受けたんですけども、合志市から14人受け
27 て、そして合志市から今度5人、3次のほうに選出いたします。それで、所長の話に
28 よると、合志市は、この5人、6人という数は非常に多い数だということで、講師の
29 先生方は頑張っているという評価を受けました。人事評価制度についてはメリハリを
30 つけた積極的な評価をお願いしたいということで、管理職選考考査の選考資料の1つ
31 になるのでよろしくお願いしますということです。

32 次に、堀管理主事から。教員採用選考考査についてでございますが、10月2日に
33 2次試験の結果通知がありました。合志市から1次試験免除、3人推薦しましたけど、
34 3人とも合格ということで本当に頑張ったと思っています。

35 それから、2点目、不祥事防止についてでございます。資料の1から3、ページの
36 1ページ、2ページ、3ページをお願いしたいと思います。飲酒運転といえますか、
37 1ページ、そこに一番右上が熊日です、真ん中が毎日、そして一番下が朝日です。下
38 に行くにしたがって詳細に書いてあります。すなわち一番下段を見ますと、5行目か

1 ら、「発表によると、阿蘇市立一の宮中で」と、ここで学校名が出てきているという
2 ことで、そして特別支援学級の担任だったと、男性講師と、そこまで名前が出てきて
3 おります。今なおこうした飲酒運転が起きているということですね、非常に残念でな
4 りません。

5 それから、裏面を、2ページをごらんになっていただきたいと思います、「高校
6 教諭の懲戒免職、女性生徒にわいせつ行為」と。それで、これは問題になったのは、県
7 教委がこれを伏せていたんじゃないかということで問題になりました。2段目、熊日
8 朝刊の2段目の後ろから3行目です、「懲戒免職となった男性は「事実誤認」として
9 わいせつ行為を否定。県教委が退職手当を支給しなかったことを不服として、蒲島知
10 事に審査請求している」と。「知事が25日、地方自治法に基づいてこの事案を諮問
11 する議案を県議会に提出したため、処分の事実がここで明らかになった」ということ
12 でございます。それで、県教委が処分自体を非公表にしたのは、指針以来今回が初め
13 てのケースということでございますが、後で反省として出ております、一番下の段で
14 すね、「県教委は今回のケースを踏まえ、同様の事案が発生した場合の対応について
15 考えた。少なくとも、処分した事実は公表すべきで、何事もなかったかのように内輪
16 で問題を処理することには賛同できない。」ということがあります、これは、被害
17 者の方がおられますので、これを名前を出せばもうわかるんですね。だから、そうい
18 ったのは学校の中ではあっておりますので、もう誰々ということがわかるものですから、
19 県教委はそのへんを慎重にして公表しなかったということです。いわゆる中傷や
20 第二次被害を恐れる被害者に配慮したという形ですが、私も全くそのように思います。
21 ただ、こういった処分があったということだけは公表をすべきじゃないかなというふ
22 うには思います。

23 次にまいります。堀管理からは、28年度は予算編成のための学級編制として特別
24 支援が級の新設・増設の要望が増加している。ぜひ、保護者の願いを聴取してほしい
25 という、それから1人在席学級の状況等については積極的に把握をしてください
26 と、それから認められたら、適切な教育課程の編成・運用を、と。これは吉川審議員
27 のほうから、学校訪問の折りに口を酸っぱくして言っているところでございます。そ
28 れから、4番目です、交通事故防止について。事故を起こした後の迅速な初期対応と
29 誠意ある対応を、ということでした。それから、県議会の答弁書からですね、これは
30 資料を載せておりますけれども、この質問された議員さんは、前の熊本県教職員組合
31 の委員長、現在民主県連クラブの岩田智子議員です。ここに、私の資料に学校名は載
32 せておりますけど、ここでは申しませんが、私もこの先生と同じ時期に教鞭を執
33 ったというふうに思っておりますが、その方が資料をごらんになっていただきたいと
34 思います、大きく4点、議会のほうに質問しているということでございます。資料
35 の4ページです、資料の教員採用選考考査に係る志願者数の減少について、これが1
36 点目。2つ目が、教職員の負担の適正な改善について。3点目に、5ページになりま
37 すけれども、免許外教科担任について。4点目に臨時的任用教職員の処遇について、
38 ということです。免許教科外の解消につきましては、本市におきましては西合志中学

1 校に美術の教員が配置されておられませんので、西南中、それから合志中のほうから美
2 術の先生のほうに兼務発令を出して、西中に行っていたいております。それから、
3 県教組からの職場アンケートが資料6 ページ、7 ページに示しております。このよう
4 な形のアンケートが出されているということでございます。

5 続きまして、指導関係について申し上げたいと思います。

6 指導関係につきましては、まず平成27年度、熊本県学力調査（ゆうチャレンジ）
7 に係る実施要項の変更について、これが年度途中で変更になっております。資料とい
8 うか、ごらんになっていただきたいと思います。小学校における実施教科が以前は
9 国社数理4教科でしたけども、変更後は国語と算数にすると。中学校において変更は
10 ございません。変更の趣旨についてはその要項をごらんになっていただきたいと思います
11 ますが、要項の記書きのところですね、要項の記書きの2番目、変更の趣旨です、そ
12 こをごらんになっていただきたいと思います。この趣旨を見ながら私も考えたんで
13 すけれども、やはり全学調の結果から熊本は中ぐらいですかね、以前よりちょっとア
14 ドバンテージがなくなってきていると。そういったことで、全学調の結果も小学国語
15 のB、中学の国語、数学のAですね、全国的に上に出ないと、そういったことから義
16 務教育課が本気になってこういった改定案を出したんじゃないかなと、そして全学調
17 にあわせた形にしたのじゃないかなというふうに思っているところです。

18 次に、高橋社教主事が地域の寺子屋推進事業についてということで、そこに資料を
19 載せておきました。資料は学習支援・体験活動ボランティアチームの派遣状況という
20 ことで、その申請数と派遣数が出してあります。派遣数26.5%の実施率ということ
21 で、その申請の内訳が75%、4分の3は学習支援で申請があっているということ
22 です。それから、その裏面に、このような形で派遣しますのでどうか申請をしてくだ
23 さいと、そこに工作とか実験、観察、料理、レクリエーション、音楽とかそういったの
24 を書いてありますが、申請を活用してくださいということでございます。

25 それから、鬼塚社教主事のほうにいきますが、資料のもとに戻ります、5番ですね、
26 肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業についてということで、この9月末現在で2
27 校が活用しているので、もっともっと積極的な活用をお願いしたいということでござ
28 います。

29 それから、草場指導主事のほうからは児童生徒の事故防止についてということで、
30 そこに、10月5日の朝、小1男児が登校途中、しゃがみ込んだときに、駐車場に入
31 ろうといたごみ収集車の左後方部が接触し、頭部の裂傷と擦過傷を負った。これは南
32 ヶ丘小学校の1年生でございまして、その場面を母親がマンションの2階から見てい
33 たという非常にショッキングな、しかし、ちょっと何針か縫って今学校に復帰してい
34 るということでございます。それから、昨日の早朝です、中央小学校の3年生が飛び
35 出しによって車にはねられたと、車の前面部のガラスが割れたりとかヘッドライトが
36 割れたりして、救急車で運ばれて、これも何針か縫ったということでございます。し
37 かし、命には別状なくて、当日その日帰ってきたんです、昨日戻ってきたということ
38 で、非常に事故発生ですね、非常にこれは進行しています。それから、中学生の自転

車事故発生件数ということで、これは草場指導主事のほうからの資料でございますが、11ページをごらんになっていただきますと、中学生の乗車する自転車が関係した交通事故33件となっています。それから、2番のワンポイントですね、自転車の実態調査を警察官がされたそうでございますが、5月と7月を比べておりますけれども、中学生の違反件数が増えているということで、これも問題だということで指導がされているところです。

次に、鹿瀬島指導主事は、全国学力学習状況調査を活かした授業づくりについてということで話がありました。菊池教育事務所としまして、菊池管内でさらに進めていくこととして、まとめ的に今の資料じゃないほうですねレジュメのほうですけども、真ん中付近でちょっとしたところに、菊池管内でさらに進めていくこと（以下の4点）としまして、ポツだけ言いますと、校長会議、教頭研修会、教務主任研修会、学校訪問、校内研修推進事業等で次のことを継続してお願いする。それから次のポツでございますけど、学校訪問、校内研修推進事業の際に、本調査や県学力調査等のデータをもとに、以下のことを指導する。それから、開かれた学校づくりを進め、総合的な学習の時間や教科学習の中で、課題解決型の学習の充実を図り、熊本型授業のさらなる充実に取り組むこと。4点目に、学校行事等で児童生徒の主体的な活動の充実を図ること、主にこの4点を積極的に指導していきたいということでございました。

それから、次に吉本指導主事、8月の定例報告からでございますが、不登校児童生徒、これは8月でございますけども、小学校9名、中学校45名、計54名です。また、後で吉本指導主事のほうからありますけども、合志市は9月末で小学校が3名、中学校が21名となっています。それから、そのレジュメの下から2点目、長期間継続して会うことのできない児童生徒数ということで、合志市の1年生と3年生がなかなか会うことが少し難しいというふうになっているところです。

次のページです。

いじめ防止推進法に基づく組織的な対応についてということですが、県の重点項目と管内の実態ということで、以下の4項目が県平均レベルよりも落ち込んでいるので改善策をお願いしたいということでございました。

それから、工藤指導主事は熊本県人権子ども集会について話がありました、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、深水指導主事からは、前回県立高等学校の二次募集の出願資格についてというお話をしましたが、もう少し詳しくなっておりますので申し上げたいと思います。国・私立高等学校等に最終の入学手続きを完了した者は二次募集に出願できない。なお、私立高等学校等に入学確約書等を提出した段階で最終の入学手続きは完了となる、これが1点。それから2点目に、私立学校の最終の入学手続きを完了したが、経済的理由により就学が困難であり、公立高等学校の二次募集に出願したいとの申し出があった場合は校長が当該私立学校等の校長と協議の上、二次募集へ出願できる。それから3点目です、私立高等学校等を専願入試で受験し合格した者は、二次募集の出願資格はないということでございます。

それから17番の日本語指導が必要な児童生徒への支援についてということで、これは研修があつておりますけれども、この前、社会教育部会の人権教育推進協議会の研修会の中で、10月16日にありましたが、吉川審議員の聞き取りについては、合志市内においては小学校が11、中学校で7人という数字が上がっていたかというふうに思っています。

以上でございます。

○高見博英委員長

はい、ありがとうございました。

今、報告がありました。質問はないでしょうか。特になければ、次に移ります。

では、日程2、報告事項等。まず、合志市スクールバス停留所建設等補助金要綱についての説明をお願いします。

安武課長。

○安武祐次学校教育課長

スクールバスの停留所の建設等補助金要綱ということで、こちらにつきましては、今合志小でスクールバスを実施しております。後川辺から中林等でスクールバスのほうを運行しておりますけれども、台風で停留所が飛ばされてなくなったというところが、中林ですかね、そちらのほうがなくなったということで、これまでのバス停等につきましてはいろんな形態で、区で設置したり、市のほうの補助金あたりをもらって設置したりと、いろいろな形がありまして、私のほうも以前からの部分について詳細的に知り得ませんので、課長補佐のほうがそういった状況、それと今後どういった取り扱いにしていきたいかということで、これにつきまして補助金等の交付ということでなんとか対応をしたいということで考えておりますので、今から説明をさせます。

○二瀬義継学校教育課長補佐

このスクールバスの建設等補助金交付要綱について、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、要綱の内容を簡単に御説明したいと思います。第1条が趣旨ということで、読み上げてみますけど、この要綱は児童のスクールバス通学における安全性を確保するため、合志市補助金等交付規則に定めるもののほか、合志市スクールバス停留所の建設等補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとするという趣旨になっております。

そして、今具体的な話も課長のほうからありましたけれども、補助対象者につきましては、第2条で補助金の交付対象者がスクールバスの停留所を新築し、改築等、これは撤去等も含みます、を行う地区を代表する者とするとなっています。第3条のほうは補助金の額関係なんですけども、区分は新築、改築、増築、修繕・撤去ということになっています、交付の要件のところが全体に係る分なんですけれども、補助事業に

1 要する経費であって、用地費、土地建物賃借料及び補償費は対象としないという形に
2 なります。このほかにも道路側にする場合の道路占用等が出てくるケースもあるかと
3 思いますが、そういったものも補助対象としないという形になります。

4 補助金の額ですけれども、新築の上限が20万にしています。内容ですけど、事業
5 費が20万円以上の場合は限度額の20万円を支払いますと、それと事業費が20万
6 円未満の場合はその実施額、15万だったら15万という金額です。次に、改築、増
7 築、修繕・撤去のほうです。これは同じ内容ですので一緒に行きたいと思いますが、
8 こちらのほうは限度額が6万6,000円ということで、事業費が10万円以上の場合
9 は結局3分の2にしますので6万6,000円と、それと10万円未満のときには、6
10 万円だったならば3分の2ですので4万円という形ですね、3分の2を乗じて得た額
11 という形で考えております。

12 先ほど課長のほうからも経緯がありましたけれども、今回台風関係もありましたん
13 ですけど、このスクールバスの運用は昭和44年4月という形で、元の合志町の合志
14 小学校区の一部の遠隔地児童ということで、私自身、この昭和44年の4月には黒石
15 原から合志小に乗った経緯があります。ということで、昭和44年ですので46年前
16 に発足したという状況なんですよ。そのときの状況や記録等が残っておりませんけ
17 れども、スクールバス停あたりは各地域で、バスを運用するので地域のほうでつく
18 ってくださいという形だろうと、私の地域も考えたときもそういうふうに思われます。
19 今まで46年間ほど経過しておりますけども、この修繕等、建て替えあたりについて
20 も地域で修繕・建て替えをやったところ、平成18年に後川辺は鉄骨のやつを自前の、
21 区の経費でつくっておられます。あと、どこからどういう形になったのかわかりませ
22 んけども、PTAのほうの予算で修理をした経緯もあるそうです。あと、合志町教育
23 委員会時代には町で金で修繕をしたということがあって、今までがちょっとばらばら
24 になっていたという形で、今回の台風15号の対応についても結局きちとしたもの
25 がなかったということで、今までが結局そういった根拠となる規則等もなかったとい
26 うことで、今回統一した財政負担の規則をつくることによって今後のスクールバスの
27 運用関係をうまくやっていければという形で考えております。

28 今現在の様子につきまして先ほど言われたように、中林区の木造のが全部吹っ飛ん
29 でおって、鶴田主事と現地を見に行っただんですけど、わからなかったんですよ。たま
30 たま地域の方が通りかかって、どがんだったかといったときに、元のあった場所辺り
31 がわかってですね。あと、もう1カ所、栄温泉団地、栄住宅の前の停留所が横のスレ
32 ートが吹っ飛んだ状態で、そのままの放置された状態になっておりますので、このあ
33 たりこの要綱を制定して財政措置までできればということで今日の教育委員会に御提
34 案させていただいたものです。

35 以上です。

36
37 ○高見博英委員長

38 今までこういう法的な根拠がなかったので修繕等が、それを踏まえてこういう要綱

1 設定ということですが、今の件で御質問はないですか。

2 はい、田中委員。

3

4 ○田中安子委員

5 このスクールバスの停留所というのは誰がつくられるんですか。今のお話では地域
6 の方がつくられたという経緯がありますが、それは地域の方がつくられるものなんで
7 しょうか。

8

9 ○二瀬義継学校教育課長補佐

10 最初にこのバス停をつくったというのは、憶測ですけども、各地域がバス運行の
11 として地元でつくったという経緯があるかとお話ししましたがけれども、今後も一応こ
12 の要綱の中では区という形で、地域の代表という形にしておりますので区という形で
13 考えたいと思いますので、今後修繕とか新築とかあった場合には区でつくってもら
14 うという前提でこの要綱をつくった次第です。

15

16 ○高見博英委員長

17 よろしいでしょうか。本来設置するのが、そういう区の単位での義務を負わせるの
18 か、それともこれは公的な教育の一環であるから公費の中での設定を基本とすべきか
19 ということを多分聞かれているんじゃないかと思うんですけど、そのへんについては
20 どういうふうにお考えでしょうか。今でもやはりその場所設定等については、地区の
21 いろんな事情があるから地区に任せて、場所設定、建設までお願いするという方向で
22 すか。

23

24 ○二瀬義継学校教育課長補佐

25 大津町、菊陽町、菊池市の状況を確認してみました。菊陽町のほうはスクールバス
26 自体がないと聞いております。菊池市と大津町はあるということでしたけれども、両
27 方とも産交バスとか既設のバス停を間借りの形、あと公民館辺りの軒先辺りのとこ
28 ろで子どもたちは待機するという形でしているということで、市のほうでの所有する
29 施設はないということでした。今までの経過から考えてみて、50年も過ぎようかと
30 している段階で、今ある停留所辺りですね、今回停留所がある場所が全部じゃないん
31 ですよ、平島とか鹿水とかは停留所がありません。なぜないかと言うと、結局停留所
32 をつくる場所がなかったというふうに聞いております。平島でいいますと大久保酒店
33 のところですかね、鹿水はどこと聞いたのですかね、バス停がないところも、停留所も
34 ないところもあります。今までの流れから、結局教育委員会、市で所有して補完する
35 よりも今までの流れに沿って、地域の方のほうで必要と思われたところについては区
36 のほうで今までどおり維持管理をやっていただくということを前提でこの要綱はつく
37 ったところです。

38 以上です。

○坂本夏実委員

済みません、ちょっと要綱以前なんですけど、現在どれくらいの児童さんが利用しているのかというのをちょっとお聞かせください。

○二瀬義継学校教育課長補佐

まず、ちょっとルート関係、場所もお話ししたいと思います。栄方面が中林、後川辺、温泉団地関係ですね、平島、学校となっています。それと、日向方面ということで日向、新迫、新古閑、学校ということになっています。先ほどの御質問の中からいきますと、日向、新迫、新古閑につきましては地方改善事業で、これは市のほうがつくっています。

人数のほうですけれども、済みません、ちょっとメモしたやつをちょっと。鹿水とか平島あたりは行きは乗るけども帰りは乗らない子がいるという形ですね。

○惠濃裕司教育長

このスクールバスは市のバスですよ。そして、これを利用する地区にそういった負担をさせていいのかという部分もちょっと心配なんですけれども、そのへんのクリアですね。これは、結局は市長部局のほうとのすり合わせとかは。

○安武祐次学校教育課長

補助金については市長部局のほうとはすり合わせをしております。このバス停につきましては、スクールバスということですから、バス停の雨よけとかそういった部分じゃなくて、要はここに子どもは集まりなさいということで、バス停だけでもいいんですよ。これについては先ほど言いましたように、例えば栄地区であつたりとか鹿水、そういったところはここに場所は集まりなさいということで、子どもたちの待機場所があるところでもうバス停の、スクールバスの停留所ですよ。これまでがやはり区あたりでバス停とあって、子どもたちがやっぱ待たなきゃいけないというような部分で、雨よけとかそういった形で子どもたちのところを気遣って、区あたりが、あるいは保護者の方たちがつくるとというのが原則でございましたので、原則というかそういった形でつくられておりますので、これについては停留所まですべて市のほうで負担をして、市のほうで建設するというにつきましては、いろんな場所であつたりとか提供だつたりとかいろんな交渉をしなければいけないので、それよりも区のほうで自分たちの、例えば知っている土地の所有者であつたりとかそういった交渉部分についても自分たちでしていただけませんかというような形で、それにつきましてはこれまではそれぞれの私費であつたり自分たちの区で建てられたという経費がありますので、そういった経費については何らかの形で市のほうで補助ができる部分についてはしましようというところでの形になりますので、こういった形で要綱を決めて支払うということにしたらどうかというところの結論です。

1 こちらについては、先ほども言いましたけども、総務関係とはこういった補助金で
2 どうかということでのすり合わせはしております。

3
4 ○高見博英委員長

5 地域の理解は得られるというふうに思われるでしょうか。

6
7 ○惠濃裕司教育長

8 先ほども言いましたように、地方改善事業でできました地区につきましては市のほ
9 うで管理をしておりますので、あと、以外の中林、後川辺、栄温泉団地、鹿水、平島
10 につきましては、バス停があるのが中林と後川辺と栄温泉団地で、後川辺のほうは立
11 派なやつが平成18年にできております。あと、バス停自体があるのが中林と栄温泉
12 団地ということで、この2つにつきましては今回要綱が制定されて、そして財政的な
13 予算確保ができましたら対処できますので、あとにつきましては市の管理となってお
14 りますので、地域の理解のほうは十分取れるかと思います。

15 それと、人数のほうですけど、運転手から人数を聞いたメモを、今年の初めの人数
16 から行きますと、これは行き帰りも含めたところの人数ですけど、中林が11名、後
17 川辺が4名、栄温泉団地が30名、新栄団地が15名、山下団地が9名、栄住宅が6
18 名、鹿水が14名、平島が5名、合計94名という表がここにあります。

19 あと、日向、新迫、新古閑のほうですけど、日向が8名、新迫が1名、新古閑が2
20 名で11名ということで、105名がバスに乗る対象者と、年度当初の人数となっ
21 ております。概数的にこういった子たちがスクールバスを利用しているということにな
22 ります。

23
24 ○高見博英委員長

25 利用児童については、学年制限とかは特になかったわけですか。

26
27 ○二瀬義継学校教育課長補佐

28 運転手のほうで聞いたときが、これは学校の内規ですかね、スクールバスの運用規
29 程はありますけども、あとは内規だと思います。鹿水とか平島辺りは帰りは1年生だ
30 けとかそういった内規があるとは聞いています。

31
32 ○高見博英委員長

33 今説明があったようなところでの運用になっているようです。よろしいですか。

34 ほかに質問は。はい、田中委員。

35
36 ○田中安子委員

37 これは、今合志小のスクールバスについて今までの経緯からしてこういうことをや
38 りたいということだと思います。今後、合志市の場合、ほかにもスクールバスを使う

1 ということも出てこないとも限らないと思うんですね。そうした場合に、地域の方が
2 スクールバス停をつくるというよりも、できたら市のほうでつくって、お金は今まで
3 の経緯があるからちょっと難しいところがあると思いますが、私はそのほうが良いと
4 思います。

5
6 ○高見博英委員長

7 今後、スクールバスのバス停そのものの設置についてはどうするかということですが
8 けれども、要綱そのものについては今まで補助の要綱自体がなかったから、どうやっ
9 て支払えばいいかという法的な根拠がなかったので、それを今度はきちっとした件に
10 ついては評価できますので、まず要綱の設定については了解していただけますでしょ
11 うか。今、説明のあったとおりの要綱でなるということで、これはいいですか。異議
12 はありませんね。

13 はい。では、要綱につきましては今提案があったとおりで設置をよろしく願いし
14 ます。それから、いろんな課題等については今委員のほうからも質問があったような
15 ところがありますけれども、ただ、私も平島に住んでおりますけれども、公的にきち
16 んと停留所を設定したほうがいいのか、それとも今まで同様、そこまでも公共
17 バスの停留所等がありますので、ああいう形で児童たちも対応しておりますので、そ
18 れでもいいかということがありますので、各地区からきちっとしたものの設置をとい
19 うようなことがあるならば、ここにあるようにちゃんと20万までの新設ができます
20 ので、それは公費での設置ができるということですから、そういうのも今後考えなが
21 ら、場合によってはもう一回熟慮する時期も出てくるかと思いますが、さしあつ
22 てはこのままの運用でいいんじゃないかというような気はしますね。

23 はい、安武課長。

24

25 ○安武祐次学校教育課長

26 この要綱を定めた場合に、今のスクールバスを運行している区に、今委員長が、鹿
27 水はありませんということだったんですけども、そういったところからも、こういっ
28 たことがあるならばつくっていいんじゃないかということで、自分たちでつくろうじ
29 ゃないかというのが出てくる可能性はあります。幅を広げるという意味でも、この要
30 綱をつくっておいたほうが対応的には可能かと思しますので、すべてに市のほうから
31 つくりますよという形には今のところできませんので、やはり区からこういった要望
32 がありますということで、それに対応するためにはどうしたらいいかと、こちらの要
33 綱でしていくという形が取れますので、これはぜひつくった上で運用につなげたらと
34 思います。

35

36 ○高見博英委員長

37 今の建設等補助金要綱につきましては原案のとおりでよろしくお願ひしたいと思
38 います。

1 続きまして11月の行事予定について説明をお願いします。

2 吉川審議員。

3
4 ○吉川良二教育審議員

5 11月の行事調整表をごらんください。教育委員さん方関係、それから11月の特
6 徴的な行事について少し説明をいたします。

7 まず5日、先ほど教育長から郡市中体連の駅伝大会の報告がございましたけども、
8 今度は県大会のほう为天草で5日、6日予定されています。合志市からは合志中、そ
9 れから西南中が参加をいたします。

10 6日は学校訪問、これは諸表簿訪問です。これは学校教育課と、それから各小中学
11 校の教頭先生方で対応いたします。合志小学校です。

12 7日が10周年記念行事で市の秋祭りということで、市の子どもたちが参加をいた
13 します。

14 10日、管内の教育長会議が開催されます。

15 12日、西合志南中学校の市指定の研究発表会です。委員の皆さまもどうぞよろし
16 くお願いをしたいと思います。

17 17日、本年度最後になりますが西合志中学校の経営訪問です。よろしく願いい
18 たします。

19 19日にICT教育先進地視察ということで、韓国に学校教育課それから政策課か
20 ら合同で視察にまいります。かなり進んだ取組が行われているというところです。

21 20日は、菊池管内で支援学級の子どもたち全員によります学習成果発表会、これ
22 は教育事務所主催で行われます、ヴィーブルです。

23 27日から市議会の定例会ということで入っております。

24 11月の主な予定は以上でございます。定例の教育委員会議につきましては、行事
25 の予定で25日水曜日を第1案と考えております。午前、午後どちらでもかまいませ
26 んので決めていただければというふうに思います。

27 以上です。

28
29 ○高見博英委員長

30 主なところだけの説明がありましたけれども、11月の定例会につきましては、今
31 あったように25日ではどうだろうかということですが、いかがでしょうか。

32 26日は午前か午後どちらかは可能ですか。

33 それでは、25日いかがでしょうかということですが、1名は、少し委員さんの中
34 にも都合があるようですけれども、ほかの日にちの対応がなかなか難しくて厳しいよ
35 うですので、済みませんが、どうしても抜けられない用事ということですので欠席
36 されてもやむを得ないということで、25日に実施したいと思います。時間について
37 はいつものように午後の時間がいいと思いますので、1時からの勉強会をして、2時
38 からの定例会ということで進めていきたいと思いますので、欠席されて残念だろうけ

れどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに11月予定について何かございせんか。

私たちのほう、教育委員にできるなら参加してほしいというのは、今話があつただけでよかつたんですかね。追加について、済みませんがよろしくお願ひします。

○安永恵蔵人権啓発教育課長

それでは、資料のほうをお配りしております。部落解放第29回熊本県研究集会でございます。菊池市の総合体育館で11月28日土曜日、29日日曜日に開催予定でございます。資料を1枚開けていただきますと、中にA4サイズの綴りを置いております。第29回熊本県研究集会の参加体制ということで、合志市につきましては上から2つ目でございます。平成22年度国勢調査によりまして人員のほうが決まっております。296名の参加の要請があつております。

次のページをめくっていただきますと、今までの集会の開催の状況です、それからその次のページですが、平成27年度の合志市の人権教育推進協議会の構成団体のほうにお願いができないかということで、今参加人員を、最初が合志小学校、学校関係から1校当たり2名の参加をとというような形で割り振りをしております。開けていただきますと、96番目ですが、教育委員さんにつきましてもよろしかったら全員参加というような形で今予定をしております。一応全員で309名に依頼のほうを差し上げるならということで、現在計画をしております。

それから、10月14日に、この研究集会の実行委員会の設立総会と第1回の実行委員会が開催されております。実行委員会の会長としまして、大津の家入町長が会長ということで、残りの市町さんにつきましてはが副会長というような形で、今後実行委員会を重ねながら、この11月の開催に向けて協議が進んでいくというような形になっております。大変申し訳ありませんが、参加のほうをよろしくお願ひします。

以上です。

○高見博英委員長

では質問をお願いします。

今説明があつた、教育委員もぜひこういう会には参加しなければならないと思ひますけれども、例えば参加資料代の補助とかそういうことについては一切なく、個人負担ですか。

説明をお願いします。安永課長。

○安永恵蔵人権啓発教育課長

参加につきましては予算化のほうをしておりまして、先ほど合志市につきましては296名ということでございまして、300名の参加の予算化をしております。ですから、参加費につきましては人権推進課のほうで参加の券をお配りするところで準備をしておりますのでよろしくお願ひします。

1
2 ○高見博英委員長

3 そういう体制はありますので、ぜひ参加をお願いしたいと思います。

4 ほかに、行事関係での補足はございませんか。ございませんでしたなら、11月行事については以上で終わりたいと思います。

5 それでは、その他に移ります。

6 合志市立小中学校分離新設等準備委員会設置要綱について説明をお願いします。

7 安武課長。

8
9
10 ○安武祐次学校教育課長

11 この要綱につきましては、前々回ぐらいですかねこういった形で要綱を制定して進
12 めたいということでお話し申し上げました。10月23日に、これは市のほうの告示
13 ということで設置をいたしております。

14 9ページの委員というところを見ていただきたいと思います。第4条の中に、委員
15 は、次のうちから市長が委嘱するということで、教育委員、市議会議員、区長、小中
16 学校長、小中学校PTA、保育園・幼稚園園長、それからその他市長が認めた者とい
17 うことで、前回の要綱をしたときには保育園・幼稚園園長というのが入っておりませ
18 んでしたけれども、就学前というようなとらえ方で保育園の代表の方1人、それから
19 幼稚園の代表の方を1人ということで、追加でしたいと思っております。それから、
20 その他市長の認めた者という分につきましては、今市長のほうから総合政策審議会、
21 今総合計画をつくっておりますけども、その総合政策審議会の会長と、自治基本条例
22 の推進委員というのがおられますので、その委員長に。2人を委員にしたいという
23 ところで考えているところです。総勢で、今のところ23名という形になるかと思いま
24 す。こちらのほうでは教育委員さんのほうには高見委員長とそれから坂本委員になっ
25 ていただくということで、今、人員的にはそういった形でいいのでしょうかということ
26 で、市長にすべて決裁の方を取るようにしておりますので、そちらでの人員がまた決
27 まりましたら皆さんのほうに御報告はしたいと思います。

28 以上です。

29
30 ○高見博英委員長

31 前回のときに提案があつて、そういう方向をとということで、最終的に審議した結果、
32 新しく今提示があつたようなことで進んでいるようでございますが、よろしいでしょ
33 うか。何か質問はないですか。はい、安武課長。

34
35 ○安武祐次学校教育課長

36 この要綱的には、付け加えですけども、11月に第1回目の会議を開きたいと思
37 いますので、後で委員長の都合あたりをよろしければ教えていただければと思いますの
38 で、よろしくお願いします。

それともう1つは、その会議の結果次第ではございますけれども、予定的に12月18日に、学校給食センター関係も入りますので、臼杵市の学校給食センターの視察研修ということで見に行くように今予定を組むようにしております。この臼杵市は単独調理校を給食センターに切りかえたという部分と、地産地消で非常に学校給食を考えた取り組みがされているということで、日帰りですけれどもそちらのほうに研修をしたいと考えておりますので、委員長と坂本委員のほうにはぜひそのときは会議が開いた後に行っていただきたいと思っておりますけれども、ほかの教育委員さんのほうにもちょっとお声かけはしたいなと考えておりますので、日にちの都合がございましたらよろしくをお願いしたいと思っております。

○高見博英委員長

今説明があったとおりでの要綱設定ということで了解をお願いしたいと思っております。次に、生徒指導についてお願いいたします。

○北里敦指導主事

9月の生徒指導の状況ということで御説明いたします。

資料の11ページをお開けいただきたいと思っております。

9月の不登校傾向の児童生徒の状況でございますが、9月は不登校傾向が20名、不登校児童生徒が24名になっております。8月からを比較しますと、不登校傾向は20名、20名で変化ございません。不登校の子どもが16名から24名、プラス8名になっております。具体的に不登校の子どもが増えたところでございますが、合志小学校で1名増加、合志中学校で4名増加、10名から14名、西南中で4名から7名で、プラス3名、合計8名増加になっております。また不登校傾向の子どもでございますが、8名増えた分だけ、不登校の子どもが8名増えた分だけ、その分また8名不登校傾向になっております。具体的に申しますと、合志中で3名、西中で2名、そして西南中で3名、新たに不登校傾向になっております。不登校傾向は10日以上ということになっております。昨年度と比較しますと、不登校の児童生徒が昨年度は26名で、本年度は24名、不登校傾向の子どもが昨年は6名、今年は20名ということで、ここは昨年度20日以上が不登校傾向になっておりますので、ここは単純に比較できませんが、不登校の子供をみますと昨年度と比べて2名減ったというところで、まだ高い水準になっております。そういうことで、教育委員会としてもこの不登校の子どもを今後伸ばさないということでそれぞれの学校のほうに指導をしております。

具体的には、不登校傾向の子どもを生まないように早めの手だてをお願いいたしますということをそれぞれの学校にお願いしております。いわゆる10日にならないうちに早めに関係機関、SSW、また上の子育て支援室等との連携を図って不登校の傾向を出さないということでお願いしております。また、それぞれの学校におきましては、欠席を1日したときには電話連絡、2日目には家庭訪問等を行うということでお願いしているところを、さらに強化しまして1日でも欠席したところは家庭訪問をしてもらう

1 ということろで、連絡等もないで欠席が出たところは、すぐ家庭訪問をしていただい
2 てその状況を確認してもらおうというような手だてをお願いしております。不登校傾向
3 を生み出さないということで、早めの手だてということでそれぞれの学校にお願いを
4 しているところです。教育委員会としましてもそれぞれの学校の連絡会議またケース
5 会議のところに出席しまして、そのような指導の徹底をお願いしていきたいと思っ
6 ているところでございます。

7 続いて、いじめの実態でございますが、9月は新たにいじめの事案が3件あがって
8 おります。資料では12ページです。9月のいじめということで、括弧内に書いてあ
9 る数が新規でいじめ案件としてあがったところです。具体的には、西南小で2件、西
10 南中で1件あがっております。西南小では4年生の女の子1名、4年生の男の子1名
11 の事案があがっております。内容は、冷やかしのされた、悪口を言われた、軽く叩か
12 れたということで、子どもから先生等に、アンケート、日記等に出てきたというところ
13 です。西南中校区では、1年生の女生徒に対しまして、中心になるのは部活の子ども
14 ですので、部活の子どもたちによってからかわれたりとか無視をされたという
15 ような事案です。具体的には、その女の子がスリッパを並べようとしたときに、それ
16 を並べるのを邪魔されたとか、そういうことを女生徒のほうから先生のほうに訴えが
17 あったということです。それぞれの事案につきましては、担任の先生、顧問の先生方
18 が関わってそれぞれ加害者の子どもたち、また被害者の子どもたちはしっかり話をさ
19 れておられます。

20 そういうところで、西南小につきましては昨日確認しましたところ解消はしたとい
21 うことで報告を受けております。しかし、こういう事案ではまた繰り返すことがあり
22 ますので、今後も気をつけて見ていただくようお願いしております。西南中につき
23 ましては、まだ納得していないということで、この女の子に対してさらに先生方が注
24 意して見守っていくということをお願いしております。

25 いじめの事案につきましては、以上でございます。

26 生徒指導の報告につきましては以上です。

27

28 ○高見博英委員長

29 今、報告がありましたけど、昨年に比べると少しは減ったというようなところがあ
30 りますけれども、依然重い状況であるのには間違いないと思います。何か御質問はな
31 いでしょうか。

32 特にございませんでしたら、次にその他の報告がありましたらお願いしたいと思
33 います。パンフレットで配っております合志市のバンドフェスティバル、11月3日、
34 それから合志市の文化フェスティバルが11月14、15ありますので、可能な限り
35 ごらんいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

36 特にございませんでしたら、10月の学習につきましては、全学調からみえるいろ
37 いろな課題等についてですね、主に質問紙と学力との関係の中で今後学校教育の中、
38 あるいは家庭教育の中でこういったように配慮をすべき必要があるのか、そういうこ

1 とを少し検討して、それを活かした形での今後の学校教育、あるいは家庭教育に活か
2 していきたいと思いますので、そういうところでの勉強会を進めていきたいと思いま
3 す。

4 資料につきましてはお手元にありますように非常に膨大な資料を準備していただい
5 ております。ありがとうございます。

6 それでは、資料のレジュメに沿って説明をお願いして、その後、私たちの意見交換
7 をして終了したいと思いますのでよろしくお願いします。

8 それでは、説明をお願いします。吉川審議員。

9

10 ○吉川良二教育審議員

11 それでは失礼します。

12 今回は、学力と基本的な生活学習習慣の相関関係についてというところから、これか
13 ら学校教育では、家庭教育では、というところで考えていけたらというふうに思いま
14 す。

15 資料はレジュメに綴じてありますものと、それから別冊にカラー刷りの資料を使っ
16 て御説明申し上げます。

17 大きくは学習習慣と学力の相関関係について、もう1点が生活習慣と学力について
18 ということでございます。

19 2ページをお開きください。まず、学習習慣と学力についてでございますが、大き
20 く5点あります。まず1つが、家庭での宿題等に計画を立てて規則正しい取り組める
21 ことと学力の間には非常に強い関係があるということでございます。カラー刷りの資
22 料を見ていただくとわかりますように、家庭での学習時間、それから計画を立てて学
23 習・宿題をしている、そういうところで小学校と中学校で全国と比較をしたときに、
24 小学校のほうでは全国を上回る定着率になっていますが、中学校のほうでは課題が
25 見られます。

26 2点目の、教科が好きで理解が進み、意義や有用感を持つことと学力の間には大き
27 な関係があるということで、こちらは国語科、算数・数学科2教科について勉強が好
28 き、大切だと思う、授業内容がよくわかる、将来社会に出たときに役立つという点に
29 ついて整理をしてあります。本年度の質問紙の結果もそこにあるように、おおむね小
30 学校のほうは大体全国を上回る定着率になっていますが、中学校のほうでは下回る
31 ということで課題が見られます。授業改善が必要であるということが言えるかと思
32 います。

33 3点目の読書と学力の関係でございますが、これも読書が好きという子どもたちの
34 正答率が高くなっているということです。

35 4点目が、これは授業の中身になりますが、話し合い活動をする、自分の考えを話
36 したり書いたりする、うまく伝わるように話の組み立てを考える。考えの理由がわか
37 るように書くこと、このことと学力の間にも大きな関係があるということでございま
38 す。本年度の合志市の小中学校の状況は、その表にあるとおりです。

5 点目の総合的な学習の時間の充実と学力の間には大きな関係があるということで、特に自分で課題を立てて情報を集め、整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいるというところにつきまして、これは小学校も中学校も課題が見られます。総合的な学習の時間の改善が必要かというふうに言えます。今申し上げましたことを整理してありますものが3ページになります。後でござんいただければと思います。

次に、2点目の生活習慣と学力についてでございますが、ここは大きく3点ございます。1点目が、基本的な生活習慣や家庭でのコミュニケーションが確立されていることと学力の間には非常に強い関係があるということです。基本的な生活習慣につきましては、朝食を毎日食べている子と同じくらいの時刻に寝ていることということで、そのことが特に学力との関係があるということです。それから、家の人と学校での出来事について話をしている、あるいは授業参観や運動会などの学校の行事によく来るというところで、これも学力と関係があると。これは非常に、家庭の学校に対する理解であったり協力であったり、そういったことがうかがえるのかなというふうに思います。合志市の状況で言いますと、学校行事への参加については、中学校のほうがどちらかと言うと協力的になっているということが質問紙からわかります。

2点目の規範意識を持っていることと学力の間には関係があるということで、特に学校の決まりを守っているということについては小学校も中学校もかなり高い定着率を示しておりますが、小学校よりも中学校のほうが高くなっているということで、中学生のほうが規範意識は高いということが言えます。いじめについて、どんな理由があってもいけないということにつきましても、小学校97%、中学校92%と、かなり高くはなっています。ただ、中学校のほうが若干下がっていることが少し気になる場所ではあります。

3点目の自尊意識、自尊感情を持っていることと学力の間には関係があるということで、これは達成感であったり挑戦する心であったり自己有用感、そういったところを調査したものです。これも非常に学力と関係があるということで、合志市の状況でいきますと、小学校のほうは3項目とも全国と大体同じか、または高くなっている定着率です。ただ、中学校のほうで特に気になるのが、失敗を恐れない挑戦心と、それから自分によいところがあるという自己有用感、これがかなり低くなっているということがこれからわかります。今後そういった達成感であったり、あるいは挑戦する心であったり、自分に自信が持てるというようなそういったことが実感できる教育活動を取り入れていくということが必要ではないかというふうに言えます。

こういったことを含めまして、やはり学校でできる学習習慣、基本的な生活習慣の育成と、家庭と協力して行わなければならないものがあるように思います。今後の課題であるというふうに感じています。

以上です。

○高見博英委員長

1 全学調の学力の結果につきましては、前回のときに一応詳しく説明を受けまして、
2 本市の場合にある程度全国平均に比して少し上位にあるということはわかったんです
3 けれども、ただ、質問紙法とのクロス集計を見ていると、今説明があったように幾つ
4 かの課題が見えてきているようでございます。そういうことを受けて学校あるいは家
5 庭の中でどういうふうなことに気をつけてやっていけばいいかというのが見えている
6 んじゃないかと思います。

7 今説明を受けたところで、何か御質問はないでしょうか。

8 はい、田中委員。

9

10 ○田中安子委員

11 今のクロス集計の中で、家庭での学習時間を確保する、規則正しく、また自分で進
12 んで勉強していく時間をつくるということが大変大切だということがわかりました
13 が、中学生の現状としまして、部活をやっている子どもさんが多いので、そういうの
14 がなかなか取り組めていないのかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

15

16 ○高見博英委員長

17 今の、部活との関係が非常に中学の場合は大きく影響するようですが、いかがでし
18 ょうか。

19 審議員。

20

21 ○吉川良二教育審議員

22 中学校の現状につきまして、学校から報告を受けていることでお知らせをいたしま
23 す。3中学校ございますが、1つの中学校では約80%、78.2%ですので約80%
24 の定着率、定着率といいますのが中学校の家庭学習の時間の目安が90分となってお
25 りまして、これの達成率が1つの中学校では大体78.2%で約8割ですね。残りの2
26 中学校が60%というふうになっております。ですから、ここが向上していくように
27 取り組んでいく必要があるのかなというふうに思います。

28 以上です。

29

30 ○高見博英委員長

31 やはり中学校によって少し差があるようですけれども、90分という、それ、本市
32 が設定している時間については80%、70%の達成率があるようですけれども、少
33 ないところ、60ぐらいのところはもう少し上げていく必要が確かにあるようでござ
34 います。

35 ほかには何か御質問はないでしょうか。田中委員。

36

37 ○田中安子委員

38 この集計の結果から基本的な生活習慣や規範意識、自尊感情とかそういうことが大変

1 学力とも関係しますし、子どもたちが生きていく力をつけるためにはやはり家庭との
2 連携と言いますか、そこが大切になると思います。P T Aなどでは、例えば学校新聞
3 なんかでいろんなことを調べられて、それをもとに保護者自身が考えていかれる活動
4 というのを、もっと盛んにしていただくといいのではないかと思います。親が変わっ
5 てくると子どもも変わってくるといったことがあると思います。中学生って難しい年頃
6 ですので、子どもたちの自発的なものをいかに引き出すか、それはやっぱり教師や親
7 の関わりが大切だと思います。

8

9 ○高見博英委員長

10 やはり児童生徒がいかにやる気を起こしていくかというところが基本的になると思
11 うんですが。今、田中委員がおっしゃったP T A、保護者として、そういう親御さん
12 に対してこういう啓発あたりを新聞を通して何か方法があるんじゃないかと思うんで
13 すけれども、実際P T A活動の広報委員としてどういう活動が今までなされていたの
14 か、大きくこういう教育問題というものも毎回学校だよりとP T A新聞の中に書いて
15 あるのか、あるいはいろんな、やはりそういうことを書くことについてはちょっと課
16 題があるのか、P T Aの立場からして坂本委員、いかがでしょうか。

17

18 ○坂本夏実委員

19 各学校によって違うかと思いますが、そうですね、広報委員さんになって、なかな
20 か何をしようかということが浮かばないかと思うんですね。会議のようなものは、毎
21 回年初にあっておりますが、それで大体郷に従えというような感じで例年同じような
22 ものを企画して載せているような現状です。以前は、やはり啓発という意味で少し枠
23 をいただいて載せていたかなというのも見かけたことはありますが、新聞に限らずP
24 T Aのほうで会議などを重ねていただいて、何かの折りに啓発していただくというの
25 が一番いいのかなと思っていますところ。

26

27 ○高見博英委員長

28 保護者啓発については、P T A新聞あたりの活用というのはなかなか進まないところ
29 も現状としてあるようですけれども、やはり機会を見つけて、学校から、P T Aか
30 ら、いろんな方向で親御さんへの発信ということが非常に大事になるような気がしま
31 す。確かにこういう状況があって、親として、あるいは教師として一生懸命留意して
32 いかなければならないことというのは見えてくるわけですが、それをきちんと
33 子ども、あるいは児童生徒が理解をして、わかって自主的といいますか、自分の気持ち
34 ちの中で改善を図っていこうというふうに育てていくところ、これが非常に難しいか
35 と思うんですけど、大事になってくると思いますね。

36 ほかに、今説明があったような資料以外の中でも、やはり子どもたちの生活習慣と
37 学力、いろんなものとの関係というのが資料としていろいろあるかと思うんですけれ
38 ども、教育長いかがでしょうか。

1
2 ○惠濃裕司教育長

3 それでは、先日10月1日に市町村の教育長研修大会でいただいた資料があります、
4 先ほどコピーして委員さんの机上にあるかと思いますが。家庭でのやっぱり学習時間
5 というのはやはり、これは学力とは相当相関関係があるというふうに思っております
6 けども、子どもたちの実際の平日の勉強時間、学習時間については合志市のほうでは
7 90分というのがありますけども、普通は学校では学年掛ける1プラス10と、そう
8 いった形でしているかと思いますが、じゃあ実際に子どもたちが家庭でどれだけテレ
9 ビやビデオとか観ているかといいますと、3時間以上観ている児童生徒が大体3割以
10 上ということは、もう3人か4人に1人はそれだけ勉強ができていないということで
11 ございますので、まずこれをどうにかして改善していかななくてはならない。方策につ
12 いてはまた後で申し上げたいというふうに思いますが。

13 それから、基本的生活習慣と学力というのも、これは非常に相関関係があるという
14 ことでございますが、資料の、「意識すれば変わる」というのがあるかと思いますが。
15 早寝・早起き・朝ごはん運動、これは平成17年に食育基本法が施行されまして、翌
16 年、早寝・早起き・朝ごはん運動がありました。そのスローガンとして合志市で取り
17 組んできたことが、例えばそこに1歳から5歳まで柱状グラフがありますけども、確
18 かに夜10時以降に寝る幼児につきましては改善がされているという、そういった状
19 況が見て取れると思います。ですから、親が意識すれば変わる、変われるということ
20 のいい例じゃないかなというふうに思っています。

21 それから3点目に、どの子にも、経済格差も含めてどの子にも学力をつける取り組
22 みとしまして、一番上のページでしょうか、経済格差、学力格差という部分でござい
23 ますけども、どの子にも学力をつけるとしまして、1学習時間の長さ、これが功を奏
24 しているという部分で、放課後等に学習を行う学習時間、宿題、家庭学習・自習等、
25 それから読書や読み聞かせ、子どもに本や新聞を読むように進めている、あるいは小
26 さい頃に読み聞かせをした、子どもと一緒に図書館に行く、こうしたことが子どもの
27 学力に寄与しているということ。3点目、朝食や睡眠時間などの基本的生活習慣、毎
28 日朝食を食べる、毎日同じくらいの時間に寝る・起きる、それからテレビやゲームの
29 時間が短い。4点目に、保護者が子どもの教育に関心を持っている。子どもと勉強や
30 成績のことについて話をするとか、あるいは保護者が高い学力を期待しているとか、
31 授業参観、運動会など学校行事へ参加するとか、こういった取り組みをしていくこと
32 によって子どもたちの学力向上に寄与できるということでございますが、じゃあそれ
33 では家庭の協力を高めるためにどうしたらいいかということにつながっていくかと思
34 いますけれども、やはり保護者が期待できない、あるいは子どももあまり期待できな
35 いということであれば、それは学校がやるしかないというふうに思います。

36 そういった中で、家庭の教育力を向上させるために学校ができることとしまして、
37 やはり通知表とか、あるいは保護者会とかそういった積極的な活用が必要だろうと思
38 いますし、あと個人面談、家庭訪問、あるいは学校行事、保護者会、学習指導、学級

1 だよりですね、そういった広報活動を通して保護者のほうに啓発をしていくというこ
2 とはとても大事じゃないかなというふうに思っています。

3 それから、保護者同士もやっぱり不安だろうと、保護者の方にも不安感を持って
4 らっしゃるのがありますので、保護者同士の交流とかそういった機会を持ってやると
5 か、それから子育ての悩みに対する、教員が共感的な受けとめ方をしていくとかそう
6 いった中で保護者と関わる時間等を確保していく。やはり教育委員会として、さらに
7 学校に、家庭の教育力を向上させるためにそういったことを学校にお願い、指導して
8 いくことが家庭の教育力の向上につながっていくのではないかなと思いますので、そ
9 このところを教育委員会としても学校のほうにお願いをしていきたいと思います。一
10 番難しいのは、いろんな行事に参加されない保護者、これは生活とかいろんな部分が
11 ありますので、そういったところはやはり家庭訪問とかそういったことを通して、で
12 きるだけ学校の考えとかをきちっとお伝えしていく、そういった鋭意営みをしていか
13 なくちゃならないかなというふうに思っているところです。

14 以上でございます。

15

16 ○高見博英委員長

17 はい、今教育長の話にあったように、子どもたちに一番関わっておられるのは親御
18 さんであるわけですから、できるだけ親御さんが保護者として我が子に対してどれだ
19 け目を向けてくれるかということを、学校の教員と一緒にしながら子どもを育てて
20 いくんだということで了解してもらえる方向を十分やっていかなければならないと思
21 います。それと同時に、やはり中学校であんまり勉強せんようになるとか、中学校で
22 はどうだという、学習時間がどうだということがあっても、やはり子ども自身が、
23 生徒自身が自分でやって勉強して、頑張って力をつけないかんという意欲をやっぱり
24 持っていくことが最大必要になりますので、そのことについてはやはり、家庭もそう
25 ですけど、小学校のときからやっぱり学校を通じて親御さんとの働きかけをずっと続
26 けていく、そのことで子どもを育てていくというふうにやっていく必要があると思
27 います。こういう結果を受けて各学校においても、保護者としてしっかり情報の交換をしな
28 がら、できるだけ一人一人の子どもに対して手がさしのべられるように配慮をしてい
29 きたいと思います。

30 それではちょうど時間が来たようですけれども、学習の件につきましては小中連携
31 も含めてこれで終わりたいと思います。

32 次回については、学校訪問も大体終了いたしますので、学校訪問のまとめとして各
33 学校の状況を踏まえた上で、今後次年度からの学校教育についての留意点等について
34 意見の交換をしたいと思います。

35 それでは、以上をもちまして、平成27年度第12回教育委員会10月定例会を終
36 わります。

37 お疲れ様でした。ありがとうございました。

38

1
2

午後 4 時 0 3 分 閉会